

74	市のまちづくりに応じた独自の工場立地基準		産業・雇用・観光 権限移譲																																									
団体名	なるとし 鳴門市(徳島県)	人口	61,611人																																									
事例のポイント	<p>○ 鳴門市では、従来より、工場敷地における緑地面積率等の準則は国で定められているため、市のまちづくりに応じた基準設定ができないという課題が存在。</p> <p>○ 平成24年4月、緑地面積率等に係る地域準則の策定等の事務・権限が都道府県及び指定都市からすべての市へ移譲されたことで、国の定める範囲内で準則規定を弾力的に設定し直すことが可能になり、緑地等の面積率緩和による市内企業の積極的な設備投資を通じて、地域の環境に応じた独自性のあるまちづくりを実現。</p>																																											
背景・目的	<p>鳴門市は、市域の東部を中心に住宅地や工業用地が広がる都市環境である。</p> <p>従来は、工場敷地における緑地面積率の準則は国で定められ(緑地面積20%以上、緑地を含む環境施設面積25%以上)、市に地域準則の策定権限がなく、市のまちづくりに応じた基準設定ができなかった。</p> <p>また、特定工場新設の届出受理・変更命令等についても、市に権限がないため域内の工場新設等の状況把握が困難であった。</p>																																											
内容	<p>第2次一括法による工場立地法の改正で、平成24年4月、緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理・変更命令等の権限が都道府県及び指定都市からすべての市に移譲され、独自に緑地面積基準等に係る地域準則を市として策定できるようになるとともに、特定工場の新設等の届出受理も行うことで、市域内での工場新設の動向の把握が容易になった。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">①工場立地に関する準則(平成10年告示第1号)</th> <th colspan="2">②緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(平成10年告示第2号)</th> <th colspan="2">③徳島県</th> <th colspan="2">④鳴門市工場立地法地域準則条例(平成25年条例第28号)</th> </tr> <tr> <th>緑地の面積割合</th> <th>環境施設(緑地を含む)の面積割合</th> <th>緑地の面積割合</th> <th>環境施設(緑地を含む)の面積割合</th> <th>緑地の面積割合</th> <th>環境施設(緑地を含む)の面積割合</th> <th>緑地の面積割合</th> <th>環境施設(緑地を含む)の面積割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区域 (住居の用に併せて商業等の用に供されている区域)</td> <td rowspan="4">20%以上</td> <td rowspan="4">25%以上</td> <td>20%~30%以上</td> <td>25%~35%以上</td> <td rowspan="4">地域準則条例未制定 (国準則が適用)</td> <td colspan="2">条例の定めなし (国準則が適用)</td> </tr> <tr> <td>第二種区域 =準工業地域 (住居の用に併せて工業の用に供されている区域)</td> <td>10%~25%以上</td> <td>15%~30%以上</td> <td>10%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>第三種区域 =工業専用地域、工業地域 (主として工業等の用に供されている区域)</td> <td>5%~20%以上</td> <td>10%~25%以上</td> <td>5%以上</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td>第四種区域 (第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域)</td> <td>5%~25%以上</td> <td>10%~30%以上</td> <td>5%以上 (市長が規則で定める区域)</td> <td>10%以上 (市長が規則で定める区域)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※① 国準則→地域準則を条例で定めていない場合は、この基準による。 ※② ①に代えて適用する地域準則を条例で定める場合の基準 ※③ ②に基づき定める都道府県の地域準則条例→徳島県は地域準則条例未制定であったため、鳴門市には国準則が適用されていた。 ※④ ②に基づき、権限移譲を受けた鳴門市が定める地域準則条例(平成25年4月1日施行)</p>					①工場立地に関する準則(平成10年告示第1号)		②緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(平成10年告示第2号)		③徳島県		④鳴門市工場立地法地域準則条例(平成25年条例第28号)		緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	第一種区域 (住居の用に併せて商業等の用に供されている区域)	20%以上	25%以上	20%~30%以上	25%~35%以上	地域準則条例未制定 (国準則が適用)	条例の定めなし (国準則が適用)		第二種区域 =準工業地域 (住居の用に併せて工業の用に供されている区域)	10%~25%以上	15%~30%以上	10%以上	15%以上	第三種区域 =工業専用地域、工業地域 (主として工業等の用に供されている区域)	5%~20%以上	10%~25%以上	5%以上	10%以上	第四種区域 (第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域)	5%~25%以上	10%~30%以上	5%以上 (市長が規則で定める区域)	10%以上 (市長が規則で定める区域)
	①工場立地に関する準則(平成10年告示第1号)		②緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(平成10年告示第2号)			③徳島県		④鳴門市工場立地法地域準則条例(平成25年条例第28号)																																				
	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合																																				
第一種区域 (住居の用に併せて商業等の用に供されている区域)	20%以上	25%以上	20%~30%以上	25%~35%以上	地域準則条例未制定 (国準則が適用)	条例の定めなし (国準則が適用)																																						
第二種区域 =準工業地域 (住居の用に併せて工業の用に供されている区域)			10%~25%以上	15%~30%以上		10%以上	15%以上																																					
第三種区域 =工業専用地域、工業地域 (主として工業等の用に供されている区域)			5%~20%以上	10%~25%以上		5%以上	10%以上																																					
第四種区域 (第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域)			5%~25%以上	10%~30%以上		5%以上 (市長が規則で定める区域)	10%以上 (市長が規則で定める区域)																																					
効果	<p>国が定める範囲内で、工業地域、準工業地域など、市域内の工場周辺的环境に応じた準則設定を弾力的に設定し直すことにより、市の目指すまちづくりに柔軟に対応できるようになるとともに、届出受理事務(平成25年度:変更届4件)を行うことで企業とのつながりができ、工場の立地状況の動向を把握できるようになっている。</p> <p>また、緑地面積基準の下限の緩和により、市内企業の積極的な設備投資を促進し、市内経済の活性化と安定した雇用の創出が期待できる(平成25年度:生産施設増設1件(工業地域において、緑地面積割合10.3%、環境施設面積割合16.4%))。</p>																																											
担当課 関連サイト	<p>鳴門市経済建設部商工政策課 http://www.city.naruto.tokushima.jp/contents/shoko/richiho.html</p>																																											

75	民間事業者による空き公共施設の有効活用		産業・雇用・観光 補助対象財産の財産処分の弾力化 自主条例の活用
団体名	おおだてし 大館市(秋田県)	人口	78,191人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大館市では、平成17年の市町村合併に伴い、空き公共施設（保育所、障害者施設など）が発生。このような公共施設について、民間事業者による有効活用を図るため、平成24年12月、「大館市空き公共施設等利活用促進条例」を制定。 ○ 条例では、空き公共施設等を利用して行う事業により新たに常用の従業員を雇用する事業者を「指定事業者」として指定し、施設の譲渡や貸与等において奨励措置（譲渡額の減額、増改築への助成、固定資産税の免除等）。 ○ 施行後、障害者支援施設や保育所が食品加工施設に転用されるなど、地域活性化及び雇用機会拡大に寄与。 		
背景・目的	<p>大館市では、平成17年に旧田代町、比内町と合併したことにより、不要になった保育所や障害者施設などの公共施設の有効利用が課題となっていた。</p> <p>そのような中、国において、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」(平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定事項)により、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、報告等により国の承認とみなすとともに、その際、用途・譲渡先を問わず、また、国庫納付を求めないこと等の取扱いが定められた。</p> <p>そこで、空き公共施設等を有効に利活用し、地域の活性化及び雇用の機会の拡大を図ることを目的として、平成24年12月、「大館市空き公共施設等利活用促進条例」を制定した(平成25年1月施行)。</p>		
内容	<p>空き公共施設等利活用促進条例においては、空き公共施設等を利用して行う事業により新たに常用の従業員を雇用する事業者であって、最も有効に施設を活用し、かつ、地域活性化に資すると認められるものを「指定事業者」として指定することとしている。</p> <p>指定事業者に対しては、指定事業者が利用する空き公共施設等の減額譲渡、利用施設の無償貸付又は減額貸付、増築及び改修助成金の交付、事業開始時支援金の交付、固定資産税の免除といった奨励措置を講ずることができるとしている。</p>		
効果	<p>平成24年度に障害者授産施設だった旧白沢通園センターの公募を実施し、平成25年度には旧葛原保育所の公募を実施した。</p> <p>旧白沢通園センターについては、山芋の皮むき作業所として、平成25年3月から操業を開始しており、地元から20人以上を雇用するなど地域に貢献している。</p> <p>旧葛原保育所は、食品加工企業が指定事業者となり、施設を増改築、平成26年4月、本社・工場を移転し、新社屋として新たに操業を開始した。</p> <p>平成26年度は、旧三岳小学校について、旧白沢通園センターと同じ事業者と山芋の皮むき作業所として貸付契約を締結し、施設改修を経て5月から操業を開始している。</p> <p>このように、民間事業者による公共施設の有効活用を図ることにより、地域の活性化、雇用機会の拡大につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大館市総務部管財課 http://www.city.odate.akita.jp/dcity/kanzai/90-6902.html</p>		

76	廃校となった学校施設の有効活用		産業・雇用・観光 補助対象財産の財産処分の弾力化
団体名	もとやまちょう 本山町(高知県)	人口	3,833人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本山町では、長年、地域の中心的な活動拠点であり地元住民に愛された小学校が、平成16年3月、児童の減少に伴い廃校。 ○ 平成19年3月の公立学校施設の財産処分の弾力化措置を受け、廃校施設を地元住民自らが運営する宿泊施設としたいという住民の声を踏まえ、平成20年5月、自然体験型宿泊施設としてオープン。 ○ 年間1,052人が利用するなど、地域の活性化に寄与。 		
背景・目的	<p>本山町では、明治26年の設立以来、地域ぐるみでの運動会など、地域の中心的活動拠点であった町立沢ヶ内(そうがうち)小学校が、平成16年3月、児童の減少に伴い廃校となり、その後の扱いが課題となっていた。</p> <p>国の補助を受けて改築した学校を、補助目的外である宿泊施設として転用するには、本来、補助金を返還する必要があったが、平成19年3月の公立学校施設の財産処分の弾力化措置により、事業完了後10年以上経過した建物は、補助金を返還することなく譲渡することが可能となった。そこで、この制度を活用し、廃校施設の有効活用を図ることとした。</p>		
内容	<p>廃校施設の転用については、さびれていく地域を何とかしようとして組織していた「汗見川活性化推進委員会」のメンバーを中心に、高知大学や行政からもアドバイザーを迎え、「沢ヶ内小学校活用検討委員会」を組織して活用についての協議を行った。活発な意見交換の結果、地元の住民が自ら運営する宿泊施設として活用していくことが決まった。</p> <p>これにより、平成19年9月、宿泊施設への改修工事が開始し、平成20年5月、小学校当時の面影そのままに、自然体験型宿泊施設「汗見川ふれあいの郷清流館」としてオープンした。</p> <p>清流館は、地域住民の運営により、手打ちソバ打ちや石釜ピザ焼きの体験活動が行えるとともに、「集落活動センター 汗見川」として汗見川流域6集落の地域活動の拠点としての役割も担っている。</p>		
効果	<p>地域のシンボルであり、住民に愛されていた小学校を取り壊すことなく、宿泊施設に転用することができ、地元の人達からは「廃校になった後も地域運動会や防災・救急(AED)講習などで前と同じように仲間と楽しく集まることできる」などの声が寄せられている。</p> <p>清流館の利用者数は、平成25年度で1,052人であった。施設利用者からは、「汗見川の自然がいい。食べ物がおいしい。元気な人がいい」と、地元住民との体験活動を通じた交流が好評で、体験活動への参加者のリピーターが多くなるなど、地域の活性化につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	本山町まちづくり推進課 http://www.town.motoyama.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=600		

77	若者定住住宅条例の制定		産業・雇用・観光 自主条例の活用
団体名	みさとちょう 美郷町(島根県)	人口	5,387人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美郷町では、平成 17 年国勢調査の結果、大幅な人口減少（5年で 10.8%減）が明らかとなり、町の最重要施策として総合的な定住対策を推進。特に、若者の定住を促進するため、平成 20 年 3 月、「美郷町若者定住住宅条例」を制定。 ○ 条例に基づき、町が住宅を整備し、美郷町への定住を希望する若年夫婦（40 歳までの、小学生以下の子どもを持つ夫婦）に貸出。 ○ 田舎暮らしコーディネーターの助言が移住に結びついているほか、若者定住住宅に 131 人が入居し、地域の活性化に寄与。 		
背景・目的	<p>美郷町は、平成 17 年国勢調査の結果、平成 12 年比較で 10.8%の人口減少率(島根県ワーストワン)となった。そこで、町の最重要施策として、雇用・職業対策、少子化対策、定住条件整備などの定住対策に総合的に取り組んできた。</p> <p>このような中、若者の定住を積極的に促進するため、平成 20 年 3 月、「美郷町若者定住住宅条例」を制定・施行した。</p>		
内容	<p>「美郷町若者定住住宅条例」に基づき、町が住宅を整備し、美郷町への定住を希望する若年夫婦に貸し出している。若者定住住宅の入居可能者は、40 歳までの、小学生以下の子どもを持つ夫婦が対象である。20 年以上の入居が条件とされているが、新築の一戸建てに月額 30,000 円という低廉な家賃で入居することができる。</p> <p>さらに、定住に不安があるという定住希望者のために、1 週間から最長 2 年まで美郷町での生活を体験できる美郷町移住体験住宅「ささらの家」を整備した。実際に、一定期間美郷町に居住することができ、移住への不安解消につながっている。</p> <p>また、田舎暮らしコーディネーターを専任で一人置き、UI ターンの希望者に対する窓口、相談、助言を担当しており、移住者が地域コミュニティに受け入れられるよう、サポートを行っている。</p> <p>平成 26 年度には、定住対策の充実のため定住推進課を新設し、定住ポイント制を新たに導入した。これは、UI ターンや結婚等、定住につながる人生の出来事に定住ポイントを付与するものであり、1 ポイントは 1 万円相当の地域商品券等に交換できる。</p> <p>このほか、雇用・職業対策として、例えば「おおち山くじらブランド」事業を行っている。これは、イノシシ被害対策として駆除したイノシシを、食材としてブランド化する事業である。関東・関西圏の有名レストランへ提供する食肉加工品の開発・販売を行うなど、雇用の創出につながっている。</p>		
効果	<p>田舎暮らしコーディネーターについては、平成 18～23 年度の相談件数は 322 件(656 人)であり、そのうち、50 件(100 人)の移住に結びつけた。若者定住住宅については、地域の要望・協力で建設を進め、平成 18～23 年度で 6 地域 31 棟を建設し、131 人が入居し、地域の活性化に寄与している。</p> <p>なお、平成 22 年国勢調査で、人口減少率は 9.5% (県内で 18 位/21 市町村。3 位ほど改善)、町内 8 地域(旧村)中 4 地域で 0～4 歳人口が 10%以上増加(県内は 283 地域中 52 地域)となっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>美郷町定住推進課 http://www.town.shimane-misato.lg.jp/61.html 美郷町建設課（若者定住住宅） http://www.town.shimane-misato.lg.jp/1092.html 美郷町暮らし応援ネット http://www.misato-koyou.jp/</p>		

78	産学官が一体となった農商工観連携の推進		産業・雇用・観光 住民との協働・参画
団体名	すざかし 須坂市(長野県)	人口	52,396 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 須坂市では、平成 14 年、大手工場の規模縮小により、製造品出荷額の半減や従業者数の 2 割減少など、地域経済に深刻な打撃。 ○ このため、平成 16 年 9 月、大手企業を中心とする産業構造から脱却し、内発的な活性化を軸とした持続的発展可能な産業創出を目指すため、「須坂市産業活性化戦略会議」を設置し、地元企業や大学と連携した地域産業の振興に積極的取組。 ○ 行政・民間・大学など様々な主体が連携し、ブドウ圃場でのソーラー発電システムや「信州須坂蔵のまち駅前フェスタ」などの事業化に結びつけるなど、地域の活性化に寄与。 		
背景・目的	<p>電子産業の町として栄えた須坂市は、平成 14 年、大手工場の規模縮小により、市の製造品出荷額が半減したほか、従業者数も 2 割減少し、地域経済に深刻な影響を受けた。そこで、大手企業を中心とする産業構造モデルから脱却し、既存産業の革新による内発的な活性化を軸とした持続的発展可能な産業創出を目指すため、平成 16 年 9 月、市内の様々な人材・企業などで構成される「須坂市産業活性化戦略会議」を設置し、行政・民間・大学が連携した地域の活性化や、新しいビジネスモデルの創出に取り組み始めた。</p>		
内容	<p>産業活性化戦略会議は、様々な業種の地元企業や金融機関、地域でリーダーシップを発揮する民間人で構成される。産学官連携等による新産業について、農商工観の振興、環境エネルギー、健康づくりなどの分野における調査と研究を行い、全体会議で集約した後、戦略会議のメンバーが率先して事業に取り組む。戦略会議の運営に当たっては、官公庁、民間企業での勤務や経営の経験を有する産業コーディネーター(2 人)や産業アドバイザー(3 人)を担当課に配置し、行政・民間との橋渡し役を担っている。</p> <p>戦略会議における議論が、実際の事業に結びついた例として、農業経営者、信州大学、市内企業の連携による「ブドウの圃場でのソーラー発電システム(スマートアグリソーラーシステム)」の実証実験が挙げられる。市内ではナガノパープル等の皮ごと食べられるブドウを生産しているが、これらは生育時に雨や日照の影響を受けやすく、裂果や日焼けにより品質が落ちやすい。そこで、ブドウ棚の上に可動式の太陽光パネルを設置し、降雨時に房が濡れるのを防ぎ、品質の良いブドウ作りに役立てながら、ブドウ生産と売電による農家所得の向上と安定化も期待できるというメリットがある。</p> <p>このほか、須坂駅前活性化の取組である「信州須坂蔵のまち駅前フェスタ」が挙げられる。この取組の一つとして開催した「北信州ワインフェア」では、北信州産のぶどうを原料とした約 30 種のワインを集め、著名人によるテイastingと講演、一般参加の試飲会を行うことで長野県産ワインぶどうとワインの PR を図った。首都圏や地元での知名度の向上によりワイン産地であるとの認識を広め、かつ須坂駅前の活性化を図りつつ、将来的には北信州・長野県への新規就農者や誘客の増加を狙ったものである。</p>		
効果	<p>スマートアグリソーラーシステムでは、設置したソーラーパネル 12 枚の発電量が 2,626kwh(平成 25 年実績値)となるなど、着実に推進している。また、「北信州ワインフェア」では、来場者から「ワイナリーごとに味が全然違うので、自分の好みが見つけられていい。今までは海外のワインを飲んでしたが、地元のワインもとてもおいしい。いい機会になった」という声が寄せられるなど、行政・民間・大学など様々な主体が連携した事業が、地域の活性化に寄与している。</p>		
担当課 関連サイト	須坂市産業振興部産業連携開発課 http://www.city.suzaka.nagano.jp/gyousei/seisaku/senryaku/sangakukan/		

79	アウトドアスポーツ振興条例の制定		産業・雇用・観光 自主条例の活用
団体名	みなかみ町(群馬県)	人口	21,285人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ みなかみ町は、利根川をゴムボートで下るラフティングなど、アウトドアスポーツが盛んな地域だが、安全基準がなく事故発生に懸念。このため、平成24年9月、「みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例」を制定。 ○ 条例では、事業者の登録義務、安全基準の策定等について規定。 ○ 条例制定後、統一的な安全基準の下で事業を行っており、安全で質の高いアウトドアスポーツの提供に寄与。 		
背景・目的	<p>みなかみ町では、近年、利根川をゴムボートで下るラフティングなどのアウトドアスポーツが盛んであり、町の重要な観光資源となっている。しかしながら、定められた安全基準がなく、事業者が自由に営業している状態で事故が起きれば、アウトドアスポーツ全体のイメージダウンになると懸念されていた。</p> <p>そこで、平成22年、町、議会、事業者関係者有志が、先進地であるニュージーランドのクイーンズタウンへ視察研修を行い、その後、意見交換する中で、平成24年9月、議会提案という形で「みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例」を制定した(平成25年4月施行)。</p>		
内容	<p>「みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例」は、アウトドアスポーツを安全に楽しめる環境を整えるとともに、自然環境の保全にも配慮したアウトドアスポーツの推進を図ることを目的としている。</p> <p>アウトドアスポーツを行う事業者には登録義務が課され、イベントを行う際には事前に町の承認を受ける必要がある。条例に違反した場合、町は事業者登録やイベントの承認を取り消すことができるとした。また、負傷事故が発生した場合には、速やかに町へ届け出るよう義務づけた。</p> <p>事業者によっては、みなかみ町の地勢を熟知しておらず、運営や危険性の判断等が不安視される場合がある。そこで、条例制定後、事業者関係者有志と協力し、アウトドアスポーツ事業者で組織された団体とも相談しながら、ラフティング等を実施できる水量、リーダーやガイドの責任、持ち物などについて統一的な安全基準を定めた。</p> <p>このほか、アウトドアスポーツを行う者に対しても、自然環境への負荷低減に努めるよう義務を課し、行政、事業者、住民が一体となって、アウトドアスポーツの振興と自然保護の両立を図っている。</p>		
効果	<p>本条例をきっかけに、アウトドアスポーツを提供する事業者、行政及び住民が一体となって、アウトドアスポーツの振興に取り組むようになっており、事業者からは「全事業者が質の高いツアーを提供できるようになれば、観光客増につながる」と前向きな声が聞かれている。</p> <p>条例に基づき、ラフティングやレイクカヌーで損害賠償保険や傷害保険への加入、ツアー開始前の説明が義務化されるなど、統一的な安全基準を設定することで、安全で質の高いアウトドアスポーツの提供につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	みなかみ町観光課 http://www1.g-reiki.net/minakami/reiki_honbun/r264RG00000738.html		

80	食のまちづくり条例の制定		産業・雇用・観光 自主条例の活用
団体名	おばまし 小浜市(福井県)	人口	31,131人
事例のポイント	<p>○ 小浜市を中心とする若狭地方は、飛鳥・奈良時代の「御食国(みけつくに)」、平安時代以降は「若狭もの」として京の都の食卓を支えてきた歴史。このような歴史と伝統のある食文化に着目し、平成12年8月に食のまちづくりを開始。平成13年9月、「小浜市食のまちづくり条例」を制定(全国初)。</p> <p>○ 条例に基づき、産業、環境、福祉・健康、教育、観光などあらゆる分野の施策について、「食」を起点にした取組を推進。</p> <p>○ 食のまちづくり拠点施設である「御食国若狭おばま食文化館」で実施されるキッズ・キッチン等の子ども料理教室への参加者は1642人(平成25年度)。料理を通じて、感謝の気持ちや「もったいない」などを学ぶ貴重な場となっている。食のまちづくりにより、観光客数の増加(H11:76万人⇒H22~24の平均:約140万人)等の効果。</p>		
背景・目的	<p>小浜市を中心とする若狭地方は、飛鳥・奈良時代に朝廷に食を供給していた「御食国(みけつくに)」であり、平安時代以降は「若狭もの」という呼称のもと、京の都の食卓を支えてきた歴史がある。「地域の歴史と文化を大事にしたまちづくりは成功している」という考えの下、歴史と伝統のある「食」に着目し、平成13年9月、全国初となる「小浜市食のまちづくり条例」を制定した(平成14年4月施行)。</p>		
内容	<p>「小浜市食のまちづくり条例」では、狭い意味での食にとどまらず、食のまちづくりとして取り組む分野を、①農林水産業をはじめ食関連産業全般の振興、②環境の保全、③福祉・健康の増進、④食育の推進、⑤観光の振興、⑥食の安全・安心の確保としている。</p> <p>特に食育に力を入れており、平成15年9月、食のまちづくりの拠点施設として、「御食国若狭おばま食文化館」をオープンした。</p> <p>食文化館では、食に関する展示のほか、地元の主婦などで構成される「キッズ☆サポーター」により、ベビー・キッチン(2~3歳)、キッズ・キッチン(4~6歳)、ジュニア・キッチン(小学5・6年生)が開催されている。これらの料理教室では、料理を通じて、感謝する気持ちや「もったいない」ということを自然に学べる人間教育の場となっている。</p> <p>さらに、子ども達だけでなく、家庭や保護者など市民全体のフードリテラシーや選食力を高めるため、平成25年にオリジナルの食生活指針「元気食生活実践ガイド」を作成した。</p> <p>このほか、産業面への波及として、食育事業と農林水産業体験等を核にした教育旅行の実施、「地産地消をすすめる店」の認定、市に縁のある著名人に「若狭おばま御食国大使」として、情報発信の協力依頼をしている。</p>		
効果	<p>平成23年3月に行ったアンケート調査では、「食育」という言葉を知っている人の割合が97.4%(全国平均74.0%)と非常に高かった。</p> <p>平成25年度、キッズ・キッチン等の子ども料理教室には1,642人の参加があり、県外からの参加者も多くなってきている。参加した子ども達は、親の手助けを借りず料理ができたことに達成感を感じ、保護者からは、「子どもの好き嫌いがなくなった」、「家庭でも調理や後片付けの手伝いをするようになった」という声がある。</p> <p>観光面では、平成11年には76万人ほどに落ち込んだ年間観光客数が、食のまちづくりが始まった頃から減少に歯止めがかかり、平成15年の食文化館の開館、「若狭路博」の開催以降大きく増加し、近年は年間約140万人(平成22~24年の平均)で推移している。</p>		
担当課 関連サイト	<p>小浜市企画部食のまちづくり課 http://www1.city.obama.fukui.jp/category/category_list.asp?Cate1=4&Cate2=75</p>		

81	日本酒乾杯推進条例の制定		産業・雇用・観光 自主条例の活用
団体名	かしまし 鹿島市(佐賀県)	人口	31,299 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿島市は、江戸時代から酒造りが盛んな地域。このような中、日本酒の普及促進を図るため、平成 25 年 3 月、「鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例」を制定。 ○ 条例では、伝統産品である日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、日本酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与するため、市、事業者の役割や、市民の協力について明記。 ○ 「酒蔵ツーリズム」の取組を PR するイベント「鹿島酒蔵ツーリズム」を毎春開催し、多くの来場者（2 日間で 4～5 万人）があるなど、市の知名度アップや観光客増加に寄与。 		
背景・目的	<p>鹿島市は、県下ナンバーワンの酒どころであり、豊富で美味しい多良岳山系の地下水を活かして、江戸時代から酒造りが盛んに行われてきた。江戸時代の宿場町として栄えた肥前浜宿を中心に市内で今も醸造を続ける酒蔵が 6 軒あり、全国的にも類を見ない酒蔵のまちである。平成 23 年、富久千代酒造の「鍋島大吟醸」が、国際的なワイン品評会の日本酒部門で最高賞を受賞したことを契機に、鹿島の日本酒に注目が集まり、この受賞を地域全体がもらった賞と受け止め、これをまちづくりにつなげていこうと「鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会」を同年 9 月に設立した。平成 24 年には、鹿島市が「酒蔵ツーリズム」を商標登録した。</p> <p>このような中、酒造りが盛んなまちの特色を生かし、平成 25 年 3 月、議員提案により、全国で 2 番目となる「鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例」を制定した。</p>		
内容	<p>「鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例」は、本市の伝統産品である日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、日本酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを目的としている。日本酒の普及促進のため、市や事業者の役割、市民の協力について明記している。</p> <p>「鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会」では、蔵元だけでなく鹿島市の地域全体への活性化に寄与することを目的とし、市内で製造される酒類と地域が持つ文化や歴史を合わせ国内外へと情報発信するとともに、鹿島へ来ていただく様々な取組を行っている。</p> <p>例えば、鹿島の酒蔵を巡り、蔵人と触れ合い、蔵人の作る酒を味わい、その酒が生まれた土地を散策しながら食や文化、歴史を楽しめるイベント「鹿島酒蔵ツーリズム」を年 1 回開催している。</p>		
効果	<p>平成 25 年 3 月 30～31 日に行われた「鹿島酒蔵ツーリズム 2013」には県内外から 5 万人の来場者、平成 26 年 3 月 29～30 日に行われた「鹿島酒蔵ツーリズム 2014」には、悪天候にも関わらず 4 万人の来場者があるなど、地域資源を活用したまちおこしとして、鹿島市の知名度のアップや観光客の増加につながった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>鹿島市商工観光課 http://www1.g-reiki.net/kashima/reiki_honbun/q208RG00000593.html</p>		

82	富士山ネットワーク会議		産業・雇用・観光 地方公共団体間の協働
団体名	富士市、富士宮市、裾野市、 御殿場市、小山町(静岡県)	人口	557,929 人 ※4市1町人口の合計
事例のポイント	<p>○ 静岡県の環富士山地域4市1町(富士市、富士宮市、裾野市、御殿場市、小山町)は、地域のシンボルである富士山を自動車ナンバーに導入する活動をきっかけに、広域連携による地域づくりを推進するため、平成21年5月、「富士山ネットワーク会議」を発足。</p> <p>○ 環境、観光、防災などの分野で連携を図り、「富士のふもとの大博覧会」(平成25年は2日間で46,000人来場)や「ウルトラトレイル・マウントフジ」(平成26年は40か国以上から1,422人のランナーが参加)の開催など、アピール効果の高い取組により地域の活性化に寄与。</p>		
背景・目的	<p>世界遺産富士山を取り巻く静岡県の4市1町(富士市、富士宮市、裾野市、御殿場市、小山町)は、地域のシンボルである富士山を自動車ナンバーに導入するため、連携して活動を行い、平成20年11月、「富士山」ナンバーの導入が実現した。</p> <p>この活動をきっかけに、この地域での防災、観光等に関する広域連携の必要性が認識されたことから、平成21年5月、4市1町は、「富士山ネットワーク会議」を発足させ、広域連携による地域づくりを推進することとした。</p>		
内容	<p>「富士山ネットワーク会議」は、9つの研究会(「企画」「広報」「防災」「富士山の自然と環境を守る会」「産業」「観光」「富士山麓鳥獣害対策会議」「スポーツ事業」「国道469号建設促進期成同盟会」)で構成され、研究会ごとに事業を行っている。</p> <p>主な取組として、産業研究会では「富士のふもとの大博覧会」を開催し、環富士山地域のご当地グルメの販売や、農水畜産物等の展示と販売、グルメコンテストを実施している。スポーツ事業研究会及び広報研究会では、世界最高峰のトレイルマラソンであるウルトラトレイル・デュ・モンブランの姉妹大会として、日本初の100マイル(168km)トレイルレースである「ウルトラトレイル・マウントフジ」を実施している。</p> <p>平成25年10月には、「富士山を守り、活かし、共生する、感幸圏づくり」をテーマとした「環富士山地域広域連携ビジョン」を策定し、県域を超えた「富士山都市圏」の形成を目指し、更なる連携強化を進めることとしている。</p>		
効果	<p>平成25年5月に開催した「富士のふもとの大博覧会2013」では、各種ブースが130以上集まり、2日間で約46,000人が訪れた。また、平成26年4月に開催した「ウルトラトレイル・マウントフジ」には、40か国以上から1,422人のトレイルランナーが参加するなど、アピール効果の高い取組が、地域の活性化につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>富士市総務部企画課 http://www.city.fuji.shizuoka.jp/hp/page000017100/hpg000017080.htm</p>		